

第 **1** 章

計画策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

小川町では、平成5（1993）年の「小川町女性プラン」の策定に始まり「おがわ男女共同参画推進プラン（第2次）」に至るまで、男女平等の実現をめざして様々な男女共同参画関連の施策に取り組んできました。

固定的な性別役割分担意識（※）の解消や女性の社会進出などは徐々に進みつつありますが、職場、制度や慣習、地域活動などの社会の各分野における不平等感は依然として残っており、ドメスティック・バイオレンス（DV）やデートDV（※）に代表されるような暴力防止に対する対応の強化など、男女共同参画社会の実現のために今後も継続して取り組んでいくべき多くの課題が残されている状況にあります。

また、人口減少などの社会経済環境の変化を背景として、平成27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が成立し、市町村においては女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画の策定に努めることとなりました。そのほかにも、近年各地で起こる大災害における防災・避難・復興の過程において、女性の視点を反映させることの重要性について社会で広く認識されてきました。

小川町では、これまでの取組を継承しつつ、社会経済環境の変化を踏まえた新たな課題にも対応し、総合的かつ計画的に男女共同参画関連施策を推進するため、ここに「おがわ男女共同参画推進プラン（第3次）」を策定します。

## 2

## 計画の背景

### (1) 国の取組

わが国における男女共同参画社会の形成を目指す取組は、国連を中心とした女性の地位向上を求める国際的な動きと連動しながら進んできました。

昭和 54 (1979) 年の国連総会で採択された女子差別撤廃条約の批准 (※) に向けて、昭和 60 (1985) 年に改正国籍法を施行し、男女雇用機会均等法を公布しました。昭和 62 (1987) 年には、「国連婦人の十年」最終年世界会議で採択された「ナイロビ将来戦略」の趣旨を受けた「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

その後、平成 6 (1994) 年に内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置され、平成 8 (1996) 年には「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11 (1999) 年には、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が制定され、続く平成 12 (2000) 年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13 (2001) 年には中央省庁等の改革に伴い、内閣府に「男女共同参画局」が設置され、男女共同参画社会実現に向けた推進体制が大幅に強化されました。

さらに、平成 17 年 (2005) 年には「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」、平成 22 (2010) 年には「第 3 次男女共同参画基本計画」、平成 27 (2015) 年には「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

法律面においては、平成 13 (2001) 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)が制定され、その後平成 16 (2004) 年、平成 19 (2007) 年に改正されています。平成 25 (2013) 年の改正では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と名称が変わり、保護命令の対象が拡大されました。また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(※) の数度にわたる改正が行われ、女性の社会参加を促すための整備が図られました。平成 27 (2015) 年には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現をめざして、「女性活躍推進法」が成立しました。

## (2) 埼玉県取組

埼玉県では、昭和 51（1976）年に女性行政を担当する組織として、生活福祉部婦人児童課に婦人問題総合窓口が設置されました。その後、何度かの組織改変を経て、男女共同参画関連を担当する課は平成 13（2001）年に男女共同参画課に名称を変更し、現在に至っています。

また、施策を総合的に推進する計画として、昭和 55（1980）年には真の男女平等の実現に向けて「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定しました。次いで昭和 61（1986）年には、よりよい福祉社会と男女平等の社会確立をめざす「男女平等社会確立のための埼玉県計画」を、平成 7（1995）年には男女共同参画社会の確立を目標とする「2001 彩の国男女共同参画プログラム」を策定しました。

一方、平成 12（2000）年 3 月には、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、同年 10 月には、条例に基づく男女共同参画に関する苦情処理機関を設置しました。

平成 14（2002）年には、条例制定後初めての基本計画として「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」が策定されました。この計画は見直しが行われ、平成 19 年 2 月に「埼玉県男女共同参画推進プラン」が策定されました。その後、平成 24（2012）年度から平成 28（2016）年度を計画期間とする基本計画が策定され、現在では平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度を計画期間とする「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づいて、男女共同参画の推進に関する施策が総合的に推進されています。

また、平成 18（2006 年）には、DV防止法に基づく「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定、その後のDV防止法の一部改正を受けて平成 21（2009）年に第 2 次基本計画を、平成 24（2012）年に第 3 次基本計画を策定し、現在は平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度を計画期間とする第 4 次基本計画をもとに県全体のDV対策を推進しています。

男女共同参画社会実現に向けた活動推進の拠点としては、平成 14（2002）年 4 月に「男女共同参画推進センター（With You さいたま）」が設置されました。さらに、再就職をめざす女性や働く女性を支援するために、平成 20（2008）年 5 月に「埼玉県女性キャリアセンター」がオープンしました。

県組織の体制整備に関しては、埼玉県版ウーマノミクス（※）の推進に向けて平成 24（2012）年、産業労働部にウーマノミクス課が設置されました。

### (3) 小川町の取組

小川町では、平成2（1990）年に小川町婦人問題協議会（平成8年に小川町女性問題協議会、平成13年に小川町男女共同参画推進協議会に変更）が設置され、平成3（1991）年には女性情報誌「かがやき」が創刊されました。「かがやき」は男女平等の実現や女性の地位向上に関する意識啓発や情報提供の役割を担うと同時に、協議会委員を務める町民が編集を担当するなど、町と町民との協働を体现する場でもあります。

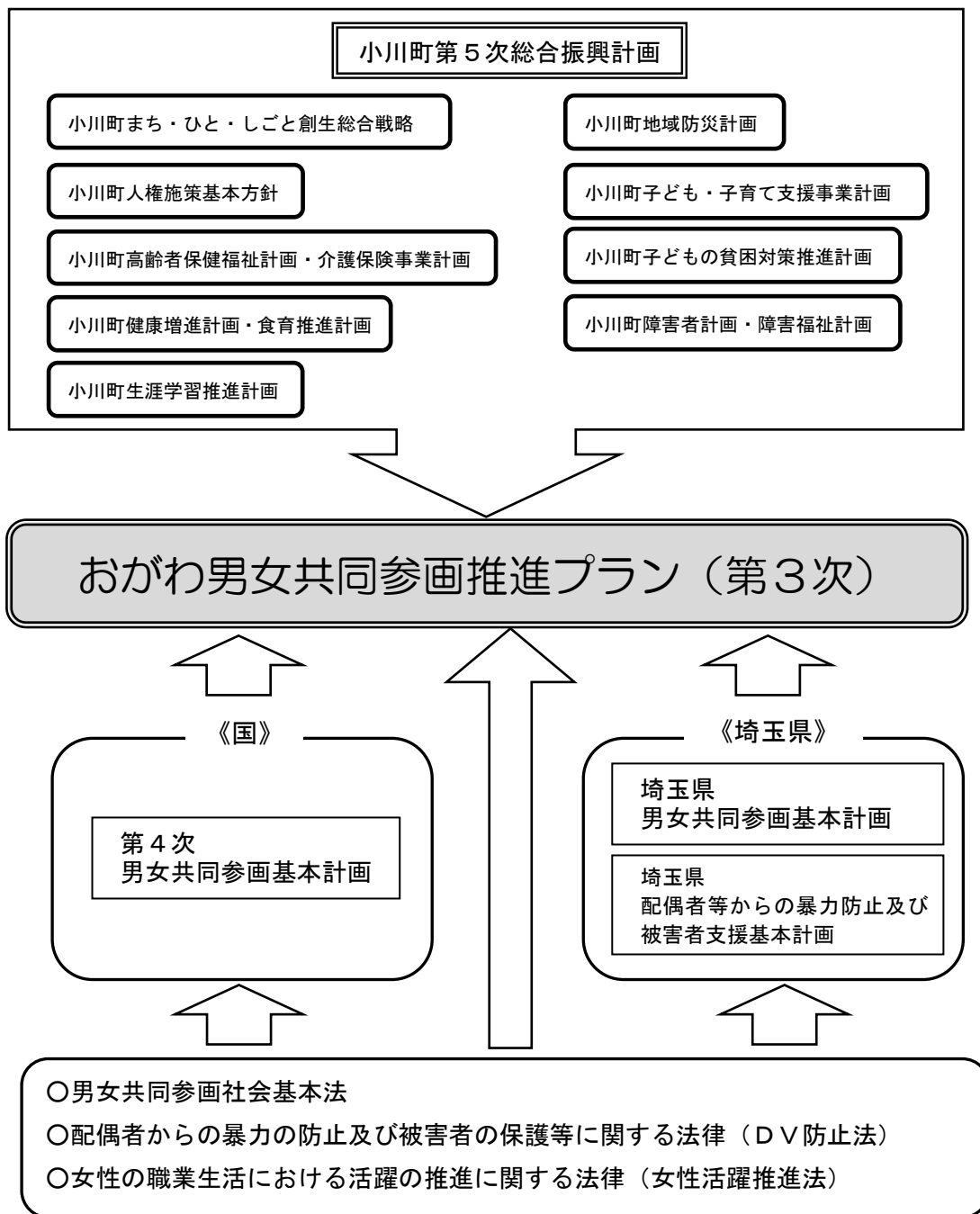
また、平成4（1992）年には「婦人問題意識調査」によって、女性の地位向上に向けた施策を整備していくための町民の意識や男女平等の実態についての調査が行われました。町民を対象とした意識調査は、平成10（1998）年には「女性問題に関するおがわ男女共生プラン住民意識調査」、平成17（2005）年には「おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査」と継続して実施されており、男女共同参画推進に係る施策を整備するための基礎資料として活用されています。今回、本プランの策定に先立つ平成28（2016）年にも「おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査」が実施されました。

女性の地位向上、男女共同参画社会実現に向けての総合的な計画を策定する動きとしては、平成5（1993）年に男女平等社会確立のための基本的な方向性を示す「小川町女性プラン」を策定したことがあげられます。平成12（2000）年には、国や県における各種の制度改正や新たな課題に対応すべく、それまでの取組を発展させ「おがわ男女共生プラン」を策定しました。また、平成19（2007年）には「おがわ男女共同参画推進プラン」を、平成24（2012）年には「おがわ男女共同参画推進プラン（第2次）」を策定し、様々な男女共同参画関連施策を継続的に行ってきました。

3

計画の性格

- (1) この計画は、町における男女共同参画社会の実現に向けた基本的な方向性と具体的施策の内容を示すものです。さらに、町がめざす方向や施策、事業を明らかにすることによって、町民の理解と協力を得て、さらなる参画を期待するものです。
- (2) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画推進計画」として策定したものです。
- (3) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び埼玉県の「埼玉県男女共同参画基本計画」、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の内容を踏まえて策定したものです。
- (4) この計画は、「小川町第5次総合振興計画」及び関連計画との整合性を図りながら策定したものです。
- (5) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を含みます。
- (6) この計画中「基本目標2 男女がともに活躍できる社会づくり」は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく、本町の「区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（市町村推進計画）に当たります。
- (7) この計画は、平成28年度に実施した「おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査」の結果や、小川町男女共同参画推進協議会の提言及びパブリックコメント（※）による町民の意見を尊重し、策定したものです。



## 4 計画の期間

この計画の期間は、平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの 5 年間とします。

ただし、社会経済環境の変化や男女共同参画に関する新たな課題への対応の必要性、計画の進捗状況などに応じて見直しを行い、事業の効果的推進を図ります。